

介護予防・日常生活支援総合事業
第1号通所事業（介護予防通所介護相当）契約書別紙（兼重要事項説明書）

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人 広島岳心会
主たる事務所の所在地	広島県呉市郷原町12380番地181
代表者（職名・氏名）	理事長 白川 泰山
設 立 年 月 日	昭和53年8月8日
電 話 番 号	0823-77-0111

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	デイサービスセンター グリーンヒル	
サ ー ビ ス の 種 類	第1号通所事業（通所介護相当サービス）	
事 業 所 の 所 在 地	広島県呉市郷原町12380番地181	
電 話 番 号	0823-77-0119	
指定年月日・事業所番号	平成30年10月1日指定	
実施単位・利用定員	1単位	定員20人
通常の事業の実施地域	呉市（島しょ部を除く）東広島市黒瀬町 安芸郡熊野町	

3. 事業所の概要

居室・設備の種類	室数	備考
相談室	1室	
職員室	1室	キッチン完備
食堂・機能訓練室	1室	大型テレビ完備
静養室	1室	ベッド完備
脱衣室	1室	
浴 室	5室	一般浴室 炭酸泉浴槽、バイブラ浴槽 機械浴室 シャワー浴槽 ミストサウナ室 個別浴室 ひのき風呂 ユニットバス室
共同トイレ	4か所	うち2か所は小便器完備

4. 職員の配置状況

<主な職員の配置状況>

従業者の職種	勤務の形態・人数
管理者	常勤 1人
生活相談員	常勤 2人
看護職員	常勤 1人
介護職員	常勤専従3人 常勤兼務2人
機能訓練指導員	常勤（看護職員と兼務）1人

<営業日時>

営業日	月曜日から土曜日まで (ただし12月31日から1月2日までを除く)
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで
サービス 提供時間	午前9時30分から午後4時00分まで

5. サービス内容と利用料金

サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に記載のとおり基本利用料の1割又は2割又は3割の額です。ただし、支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

◎サービスの内容

①食事

利用者の嗜好、身体状況等を考慮した食事を提供致します。そして、利用者の生活習慣に応じ、ゆっくりと食事できるよう配慮します。

②入浴

入浴（またはシャワー浴）を行います。利用者の意向や状態に応じた入浴を行うように配慮します。

③日常生活上の支援

必要に応じ、利用者の状況に応じて、日常生活上の介護を行います。

④相談援助

利用者及び家族からの相談に応じるとともに必要な助言その他の援助を行います。

⑤機能訓練（運動器機能向上訓練）

機能訓練指導員より、利用者の心身の状況を勘案して、日常生活を送るのに必要な機能の回復、減退を防止するための訓練を実施します。

⑥送迎

専用送迎車両（車椅子のまま乗れる車両もあり）を使用して、介助のために必要な人員を配置して、安全に配慮して送迎致します。

(1) 利用料金

別紙 利用料金表をご参照ください。

※東広島市は7級地になります。

(2) キャンセル料

利用開始前に利用者側の都合でサービスを中止した場合は、以下のキャンセル料がかかります。

①利用開始日の前日の午後5時までにご連絡いただいた場合…無料

②利用開始日の前日の午後5時までにご連絡がなかった場合…食費相当分

※利用者の体調が悪く、事業所の利用に支障があると判断したときには、利用を中止していただくことがあります。

(3) 支払い方法

料金は1ヶ月ごとに計算し、15日に請求書、領収書を発行いたします。翌月末日までに、以下のいずれかの方法によりお支払いください。

※領収書、請求書に関しては基本的にご利用ファイルにはさみ、お渡ししております。郵送をご希望の方は切手代等の手数料がかかりますのでご了承ください。

支払い方法	支払い要件等
銀行振り込み	下記指定口座への振込 もみじ銀行 黒瀬支店 普通預金 3008847 口座名義 社会福祉法人 広島岳心会 理事 白川 泰山
口座振替 代金回収サービス	口座振替(もみじ銀行・山口銀行・北九州銀行の本支店)は手数料はかかりません。 代金回収サービス(もみじ銀行・山口銀行・北九州銀行の本支店)以外からの振替は手数料として、165円をいただきます。

6. 苦情相談窓口

苦情・要望の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

○苦情受付窓口（担当者）

苦情解決責任者 松田 宣行（介護支援次長）

苦情受付担当者 村岡 大輔（管理者）

（生活相談員）

Tel (0823) 77-2277 Fax (0823) 77-2278

○受付時間 月曜日～金曜日 8時30分～17時30分

（ただし、国民の祝日、および、12月28日～1月3日までを除く）

(2) 行政機関その他苦情受付機関

○東広島市地域包括ケア推進課 (082) 420-0984

○広島県国民健康保険団体連合会 (082) 554-0783

(3) 第三者委員

○今谷 孝行（郷原町9区自治会長 Tel (0823) 77-0266）

○倉西 初（呉市第20区郷原9区民生委員児童委員 Tel (0823) 77-0221）

7. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医やご家族そして、地域包括支援センター、介護支援専門員、保険者等へ連絡を行う等の措置を講じます（当法人の緊急マニュアルに沿って対応します）。ご家族の皆様には、緊急時の連絡先、主治医を必ずお伝えいただきますようお願いいたします。

8. サービス提供における事業者の責務

当事業所では利用者への施設サービス提供にあたり、次の事項を守ります。

- (1) 利用者の生命・身体・財産の安全に配慮します。
- (2) 利用者の体調・健康状態をみて必要な場合は、主治医又は看護職員、地域包括支援センター、担当介護支援専門員と連携し、利用者から聴取・確認のうえサービスを提供します。
- (3) 非常災害に関する具体的計画を策定し備えるとともに、利用者に対して、定期的に避難・救出その他必要な訓練を行います。
- (4) 利用者及び他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。やむを得ず行う場合は、利用者及び身元引受人等へ説明し、その同意を得たうえ、必要最小限の範囲で行うように努めます。
- (5) 身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。
- (6) 利用者に対するサービスの記録を作成し、契約終了後5年間保管します。その記録については、利用者もしくはその身元引受人等の請求に応じ閲覧させ、その複写物を交付します。
- (7) サービスを提供するにあたって知り得た利用者に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。

9. 事故発生時の対応

利用中に事故が発生した場合には、速やかに主治医やご家族そして、担当の地域包括支援センター（又は介護支援専門員）、保険者等に連絡するなどの措置を講じます（当法人の事故対応マニュアルに沿って対応します）。

その際の損害賠償については、当方の過失により利用者に生じた損害については、その損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害が利用者に故意又は過失によるものと認められる場合には、利用者の心身の状況を考慮して相当と認められる時に限り、当方の損害賠償責任を減じる場合がありますので、予めご了承ください。

10. その他事業所利用にあたっての留意事項

(1) 事業所・設備の使用上の注意

○備品、設備及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って使用して下さい。

○故意に備品、設備を壊したり、汚したりした場合や、変更した場合には利用者の自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく

く場合があります。

- 利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシーの保護について、十分な配慮を行います。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動等を行うことはできません。
- 利用にあたり、食品類は原則として持ち込むことが出来ません。また、その他の利用者に物を渡す目的で物品を持ち込むことは、原則として出来ません。

令和 年 月 日

介護予防・日常生活支援総合事業のサービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

社会福祉法人 広島岳心会 デイサービスセンター グリーンヒル

説明者

職 名 _____ 氏 名 _____ 印 _____

私は、本書面に基づいて施設から重要事項の説明を受け、介護予防・日常生活支援総合事業のサービス提供開始に同意しました。

利用者

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

利用者は、署名ができないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私が利用者に代わって、その署名を代行いたします。

署名代行者

住 所 _____

氏 名 _____ 印 (利用者との関係: _____)